

2023年9月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

自衛隊岐阜基地周辺の「特別注視区域」指定について 緊急申し入れ

貴職の県政への日頃のご尽力に敬意を表します。

9月11日、内閣府は、第6回土地等利用状況審議会を開催し、岐阜県各務原市の自衛隊岐阜基地及び岐阜高射教育訓練場を、特別注視区域の候補とすると発表しました。土岐市の三国山無線中継所施設、海津市の多度山無線中継所も注視区域候補として挙げられています。

特別注視区域に指定されれば、土地・建物など不動産取引に制限がかかります。また、特別注視区域、注視区域では、常に住民の行動が監視され、「機能阻害行為」とは何か明示されていないために住民が過度に萎縮せざるをえなくなります。住民からの情報提供が奨励され、住民同士が分断される、などのおそれもあります。住民は、日常生活の隅々にわたって大きな影響を受けることとなります。

発表当日の9月11日、内閣府政策統括官（重要土地担当）から貴職に対して、「基本方針に基づき、区域指定が見込まれる区域の実情を把握するため…都道府県…から意見を聴取することとしますので、御意見がありましたら、10月13日（金）までに御回答いただきますよう、お願いいたします」という文書が届けられています。

「意見聴取」は国会審議の中で担当大臣が明確に答弁したものであり、衆参両院の附帯決議にもあります。これは、地方公共団体が、国と対等な立場で、地域の実情を踏まえ、住民の側に立って意見を述べる趣旨です。ところが、内閣府から届く文書では、あたかも内閣府が必要とする情報を自治体側が提供することが「意見聴取」であるかのような誤解を生じさせてしまうような扱いになっています。意図的な歪曲といわざるをえません。

県民としては、貴職が、憲法で明記されている地方自治の本旨に則り、堂々と岐阜県としての意見を述べて頂きたいと考えます。

また、特別注視区域に指定されることで、何が変わる（起こる）のか、指定区域の住民はもちろん、関係者となりうる人全てに、客観的な情報を得る権利があるはずです。

つきましては、以下の2つの事項を緊急に申し入れたく存じます。

記

1. 住民の立場に立って、岐阜県としての意見を述べて下さい。
2. 県の責任で、土地規制法に関するオープンな住民説明会を開催して下さい。

岐阜総がかり行動実行委員会

<https://gifu-sougakarikoudou.jimdofree.com/>

連絡先：フォーラム岐阜 岐阜市曙町 4/19-1

TEL 058-247-7650（浅野）



【付記】

1. について

述べて頂きたい意見をいくつか挙げます。

- 特別注視区域指定を受けた場合、機能阻害行為が明確でないことに加え、土地の売買や建物建築といった住民の経済活動を含め、社会生活上の不利益が生じうる。国においては地域の実情を踏まえ、住民への負荷を最小限にするべく努めること。
- 特別注視区域における土地等の売買等に伴う事前届け出等、罰則を伴う義務が課せられていることを踏まえ、区域内の土地等の所有者等が特別注視区域に指定された旨が容易にわかるようにすること。
- 社会経済活動上の影響を最小限にし、土地等の所有者の理解を得るため、今後の注視区域等の指定の見通しについて、十分な情報を国民、地方公共団体に提供するとともに、パブリック・コメントを行うこと。
- 基本方針においては、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」こと及び「思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはないこと」が示されており、法の運用に当たっては、この点を厳格に遵守すること。
- 法の運用に対する懸念を払拭するため、注視区域等における調査の実施状況について、個人情報等に配慮した上で広く公表すること。

(参照；別紙 第2回指定に関する沖縄県知事の意見)

2. について

内閣府≫重要土地等調査法のHPには、「説明」動画及びリーフレットが掲載されていますが、これまで市民団体や国会議員が繰り返し疑問や懸念を伝えて質問したことには、全く答えられていません。実のある説明会とするためにも、内閣府の担当者だけでなく、この法律に疑問・懸念をもつ法律家のプレゼンの機会も設け、希望者が誰でも参加して質問・意見を述べることのできる公平で開かれた説明会として頂きたいと存じます。

★この「緊急申し入れ」に関する問合せ、ご回答は
岐阜総がかり行動実行委員会事務局長 近藤ゆり子 にお願ひします。

近藤ゆり子 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

Tel:090-8737-2372 Email:k-yuriko@octn.jp